

公益財団法人総合安全工学研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人総合安全工学研究所（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所、又は研究所を設けることができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、総合安全工学に関する調査研究、研修、普及啓発等を行うことにより、安全に係る科学技術の向上を図り、もって国民福祉の向上及び社会経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合安全工学に関する調査研究並びにコンサルティング・サービスとして、学識経験者やエキスパートの協力を得て、安全に関する技術支援やコンサルティング業務を行う。
 - (2) 実験室に所要の実験設備・器材の整備充実を図り、顧客の求めに応じて安全工学に関する各種試験測定を実施する。
 - (3) 総合安全工学に関する人材の養成を図るために、会員の知識・情報の交換並びに相互発表を集中的に行う事を目的に、安全に関する各種セミナーを開催する。
 - (4) 総合安全工学に関する普及啓発のために、広報誌「セイフティエンジニアリング」を発行するとともに、安全に関する情報交換等を行うために、総合安全懇話会等を開催する。
 - (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 基本財産は、次の各号を持って構成する。
 - (1) 設立当初の財産のうち基本財産として定められた財産
 - (2) 設立後基本財産として寄付を受けた財産

(3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 6 この定款の施行日以降に寄附を受け入れた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4 月1 日に始まり翌年3 月31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 7 条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に替えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5 年間、また、従たる事務所に3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 本財団が長期借入（当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）をしようとするときは、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、前項と同じ決議を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本財団に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任)

第12条 評議員の選任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、本財団の理事及び監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

ト イからへまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員

(①において「会社役員」という。)又は使用人である者

① 当該評議員が会社役員となっている他の法人

② イからへまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法人により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 本財団の評議員のうちには、理事のうちいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者がふくまれてはならない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（解任）

第14条 評議員の解任は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。ただし、評議員会の決議をする前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める役員等旅費規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、法令に定める事項及びその理由を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、その都度評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 評議員の解任

(2) 監事の解任

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法」という。)第198条において準用する同法第113条に規定する役員の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 事業の全部の譲渡

(6) 継続

(7) 合併契約の承認

3 議長は、第1項の決議に、評議員として議決に加わることができない。ただし、議決の結果、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略等)

第 23 条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が、評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 15名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、2人を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事（2人以上ある場合はその過半数）の同意を受けなければならない。
- 4 監事は、本財団の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 本財団の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本財団の監事には、本財団の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況を調査し、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 監事は、いつでも、本財団の理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び本財団の状況の調査をすることができる。
- (4) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
 - (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (8) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為により本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
 - (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定めるところによることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 30 条 理事が次の各号の一に該当するときは、第 22 条第 1 項において定める評議員会の決議により、当該理事を解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に、その理事に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事が前項各号の一に該当するときは、第 22 条第 2 項において定める評議員会の決議により、当該監事を解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に、その監事に弁明の機会を与えなければならない。

(欠員)

第 31 条 理事又は監事が第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 2 理事長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別

に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
- (2) 理事が自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第 34 条 本財団は、一般社団・財団法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本財団は、一般社団・財団法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回開催し、臨時理事会は随時招集する。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長又は理事が、理事会を招集するときは、理事会の開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対し、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略等)

- 第 41 条 理事長又は理事が決議目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその議案に異議を述べたときはこの限りではない。
- 2 理事、監事が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
 - 3 前項の規定は、理事長、専務理事及び常務理事による理事会報告については適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 賛助員及び参与

(賛助員)

第 43 条 本財団に、賛助員を置くことができる。

- 2 賛助員は、法人、団体又は個人で、本財団の事業に賛同し、かつ賛助費を納付したものである。
- 3 賛助員及び賛助費に関する必要な事項は、理事会の議決を経た後、理事長が定める。

(参与)

第 44 条 本財団に参与を置くことができる。

- 2 参与は、学識経験者の中から、本財団の目的遂行のために理事長が特に委嘱したものである。
- 3 参与に関する必要な事項は、理事会の議決を経た後、理事長が定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第12条及び第14条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩下 眞治 太田 武之 加藤 昌宏 金尾 裕 木村 正広
功刀 博文 佐藤 直樹 田 島 尚 樹 平山 隆一 山下 栄二
横尾 明彦 渡邊 将史

4 この法人の最初の代表理事は、都築正和とし、最初の業務執行理事は小川輝繁とする。